

消毒用アルコールの安全な取扱い等について

新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、手指の消毒等のため消毒用アルコールを使用する機会が増えています。消毒用アルコールは消防法に定める危険物の第四類アルコール類に該当し、次の特徴があります。

- ・ 火気に近づけると引火しやすい
- ・ アルコールから発生する可燃性蒸気は空気よりも重く、低所に滞留しやすい。

○ 安全に取扱いをしましょう

- ・ 消毒用アルコールの使用は、火気の近くでは行わない。
- ・ 室内の消毒や消毒用アルコールの容器詰替等に伴い、可燃性蒸気が滞留するおそれのある場合には、通風性の良い場所や換気が行われている場所等で行う。
また、みだりに可燃性蒸気を発生させないため、密閉した室内で多量の消毒用アルコールの噴霧は避ける。
- ・ 消毒用アルコールの容器を設置・保管する場合は、直射日光が当たる場所や高温となる場所を避ける。
また、消毒用アルコールの容器を落下させたり、衝撃を与えたりする等しない。
- ・ 消毒用アルコールを容器に詰め替える場合は、漏れ、あふれ又は飛散しないよう注意するとともに、詰め替えた容器に消毒用アルコールである旨や「火気厳禁」等の注意事項を記載する。

○ 容器に係る適正な表示について

- ・ 最大容積が500ミリリットルを超える容器の表示については、容器の外部に「危険物の品名」、「危険物等級Ⅱ」、「化学名」、「水溶性」、「数量」、「火気厳禁」の表示を行う。
なお、表示の字体、大きさ及び色は問わない。
- ・ 最大容積が500ミリリットル以下の容器の表示については、容器の外部に「危険物の通称名」、「数量」、「火気厳禁又は火気厳禁と同一の意味を有する他の表示」の表示を行う。
なお、危険物の通称名としては「エタノール」や「消毒用エタノール」、火気厳禁と同一の意味を有する他の表示としては「火気の近くで使用しないでください」や「火気を近づけないでください」等の例があること。

[「消毒用アルコールの安全な取扱いについて」](#)